

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前々回の「委託契約」に関連し、収集運搬業の許可、さらに「積替保管」について取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、福島県郡山市で発生した産業廃棄物を、郡山市内でいったん積替保管を行った後に再度郡山市で積み込み、いわき市を通り、会津若松市の中間処分場に搬入する収集運搬業を営むとき、収集運搬業の許可が必要な自治体の組み合わせで、正しいものはどれか。なお、郡山市といわき市は廃棄物処理法政令市となっているが、会津若松市は政令市にはなっていない。(令和2年8月現在)

- (1) 福島県のみ
- (2) 郡山市と福島県
- (3) 郡山市と会津若松市と福島県
- (4) 郡山市と会津若松市といわき市
- (5) 郡山市と会津若松市といわき市と福島県

【解説】

廃棄物の収集運搬業の許可は、積み込む場所と積み卸しを行う場所を管轄する許可権限者ごとに必要であり、単に通過する県では不要である。

また、廃棄物処理法政令市は処分業許可と積替保管を伴う収集運搬業の許可は、知事に代わって政令市長が行っている。設問では郡山市内で積替保管を行うことから、郡山市の許可が必要となる。いわき市は単に通過するだけなので、政令市ではあるが許可は不要となる。会津若松市は政令市ではないので、福島県の許可が必要となる。

正解 (2)

どうですか？整理が付きましましたか？このことをちゃんと知っておかないと収集運搬業者さんは、へたすると「無許可」になってしまったり、排出事業者さんも「無許可業者委託」になってしまったりするので要注意です。

栃木県で復習しておきましょう。栃木県内の政令市は宇都宮市だけです。

もし、宇都宮市内で積替保管をやり、小山市の処理施設で降ろす。この時は宇都宮市の収集運搬業の許可と栃木県の収集運搬業の許可が必要です。しかし、・・・

宇都宮市内で排出事業者から産業廃棄物を積み込むが、そのまま小山市の処理施設に運搬し、そこで降ろす。この時は栃木県の収集運搬業の許可だけでOKです。この「政令市の許可」についてさらに勉強してみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、法第24条の2では「この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる」と規定しているが、政令市長による許可でないのは次のうちどれか。（平成23年4月1日以降新たに申請を行う場合）

- (1) 積替保管を伴わない産業廃棄物の収集運搬業の許可
- (2) 産業廃棄物の破碎、脱水等の中間処分業の許可
- (3) 産業廃棄物の最終処分業の許可
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置許可
- (5) 積替保管を伴う産業廃棄物の収集運搬業の許可

【解説】

平成17年以降、政令市の許可とされてきた産業廃棄物収集運搬業の許可については、政令市の数が増え、非効率な面が目立ってきたことから、政令改正により平成23年4月1日以降は、実質上都道府県に引き上げた形となった。

ただし、積替保管を当該政令市で行う場合は、引き続き当該政令市の許可となる。その他、中間処分、最終処分業の許可、処理施設の設置許可については、今までと同様である。

正解(1)

と言うことで、栃木県内では宇都宮市がこの廃棄物処理法政令市になっていますから、宇都宮市内で中間処分業、最終処分業を行う時、そして宇都宮市内に処理施設を設置する時、さらに前回から勉強した積替保管を含んだ収集運搬業を行う時は宇都宮市長の許可となるわけですね。他の市町村の場合は栃木県知事の許可となります。

では、今回は、処分業者に適用になる基準について勉強してみましょう。この基準は排出事業者が現地確認を行う時のポイントにもなりますから排出事業者さんも一緒に考えてみてね。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物処分業の保管施設の施設基準として、省令で具体的に規定されていない事項はどれか。

- (1) 産業廃棄物が飛散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (2) 産業廃棄物が流出しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (3) 産業廃棄物が地下に浸透しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (4) 産業廃棄物から悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (5) 産業廃棄物によって周囲の景観が損なわれることのないように必要な措置を講じた保管施設であること

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。